

MileagePlus UC カード会員特約

第1条 (名称)

本カードはユナイテッド航空会社（以下「ユナイテッド」という。）と会員規約記載のクレジットカード会社（以下「当社」という。）が提携して発行するもので MileagePlus UC カード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員資格)

本特約及び UC カード会員規約を承認の上、カード利用のお申し込みをいただき、当社がカード利用を承諾した方をカード会員（以下「会員」という。）及び家族会員とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条 (年会費)

会員は当社に対して所定のカード年会費を UC カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。

第4条 (サービスの利用)

(1)本カードによるユナイテッドマイレージプラスマイルの加算

会員はユナイテッド航空のマイレージプラス規則を遵守するものとするものとします。

またマイルは次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されない事があります。

- ・会員の年会費支払いが滞った場合。
- ・本特約による会員資格を喪失した場合。
- ・カード利用金額からマイルへの年間累積限度を超えた場合。
- ・ショッピングサービスの利用が取り消された場合。
- ・ユナイテッドのマイレージプラス規則に違反した場合。

(2)カード利用からのマイル加算はユナイテッド及び当社の所定の方法及び所定の日に加算させていただきます。

(3)UC カード会員規約第2条に定める家族会員のカード利用によるマイル加算は、本人会員といたします。

第5条 (会員資格の喪失)

会員が本カードの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。但し、このことによりユナイテッドの会員資格を喪失するものではありません。

第6条 (会員情報の利用)

会員はユナイテッドと当社において、会員に関するカード利用状況等の情報提供または交換がなされる事を承認するものとします。

第7条 (本規約の変更等の準用)

UC カード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UC カード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2024年6月